

【アメリカ】海外のデータの合法的使用を明確化する法律—クラウド法—

主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

* 民間企業が保持する電子通信データへの国境を越えたアクセスを簡易化することを目的とした法律「クラウド法」が、2018年3月23日に「2018年包括歳出予算法」の一部として成立した。

1 法制定の背景と目的

インターネットの構造により、テクノロジー企業が、顧客の居住地から離れた場所にデータを格納できるようになり、犯罪の証拠となる電子通信データが、犯罪が発生した国とは別の国に格納されているケースが頻繁に起きている。この「データの切断 (disconnect)」が、アメリカ合衆国を含む世界各国の法執行当局者にとって、領土管轄区域 (territorial jurisdiction) 外に格納された電子メールやソーシャル・メディア投稿といったデータを求める要因となっている。

2018年3月23日に「2018年包括歳出予算法」¹の一部として成立した「海外データ合法的使用明確化法」(Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act: CLOUD Act) (以下「クラウド法」) は、民間企業が保持する電子通信データへの国境を越えたアクセスを簡易化することを目的に制定された。

2 クラウド法の主な内容

(1) 合衆国政府の権限

クラウド法は2つの主な部分から構成されている。第1は、テクノロジー企業が海外のデータセンターの自社サーバに格納している電子通信データの内容を、強制的に開示させる合衆国政府の法的権限を規定する部分である。クラウド法により改正される以前の「通信保存法」²では、通信に犯罪の証拠が含まれる相当な理由に基づき、合衆国裁判所が発する令状に従って、特定のテクノロジー企業に対して電子通信の内容の開示を命ずることができると定めていた。しかし、合衆国の領土管轄区域外に保持されているデータについて強制的な開示を求めることができるか否かについては、解釈が分かれていた。連邦最高裁判所は、合衆国がマイクロソフト社のアイルランドのサーバに格納された電子メールのコンテンツの開示を求めた裁判において、この問題に判断を下そうとしていたが、クラウド法による法改正により、データが合衆国内に存在するか否かにかかわらず、合衆国が自国のテクノロジー企業に対して、自社が所有、保護及び管理するデータの提供を求めることができると定められた。2018年4月17日、連邦最高裁判所はクラウド法の成立によりマイクロソフト訴訟は争訟性を喪失したと決定した³。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ Consolidated Appropriations Act, 2018, P.L.115-141. <<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1625/text?q=%7B%22search%22%3A%5B%22PL+115-141%22%5D%7D&r=1>>

² Stored Communications Act, 18 U.S.C. §§ 2701-2712. 「電子通信におけるプライバシー保護法」(Electronic Communications Privacy Act, P.L.99-508)の一部として1986年10月21日に成立した。

³ United States v. Microsoft Corp., 584 U.S. (2018) (per curiam). <https://www.supremecourt.gov/opinions/17pdf/17-2_1824.pdf>

(2) 外国政府の権限

第2は、外国政府が、自国で起きた犯罪の捜査及び訴追の一環として、合衆国内に存在するデータへアクセスするための法的権限を規定する部分である。クラウド法の成立以前、外国政府が合衆国内のデータの開示を求める場合、刑事共助条約 (mutual legal assistance treaty) 又は文書送付嘱託書 (letters rogatory) のいずれかの法律文書に基づき合衆国政府へ援助を要請する必要があり、その後、合衆国裁判所等の審査を経て、外国政府へのデータ開示が承認されていた。しかし、この手続について、合衆国内外の法執行当局者からは、非効率であり、デジタル時代において急増するデータ開示の要請に対応できないという批判があった。クラウド法は、合衆国政府がプライバシー及び市民的自由の保護の基準に適合する等の要件を満たしているとして選定した外国政府が、直接、合衆国のテクノロジー企業に対してデータの開示を要求するための、新たな形の「行政協定」 (executive agreement) を締結できると規定した。

3 行政協定の要件

また、クラウド法は、行政協定の締結以前に、司法長官は国務長官の同意を得て、次の4つの点について決定し、その決定の証明書を連邦議会に提出するとともに、連邦官報 (Federal Register) に掲載しなければならないと規定する。

- ① 外国の国内法が、自国政府のデータの収集及び活動に関して、プライバシー及び市民的自由に対して、堅固な、実体的及び手続的な保護を提供していること
- ② 外国政府が、アメリカ人に関する情報の取得、保持及び流布を最小限にする、適切な手続を採用していること
- ③ 行政協定の条件により、プロバイダがデータ解読能力を持つ義務を設け、プロバイダによるデータ解読を防止する制限を設けるものでもないこと
- ④ 行政協定は、協定に従う命令に関して以下の事項を要件とすること
 - ・ 外国政府はアメリカ人又はアメリカに居住する者を意図的に対象とし、又はアメリカ人に関する情報の取得を意図してアメリカ人でない者を対象としない
 - ・ 防止、探知、捜査、訴追又はテロリズムを含む重大な犯罪に関する情報の取得を目的として発せられる
 - ・ 命令の対象である特定の者、アカウント、アドレス又はその他の識別子を指定しなければならない
 - ・ 命令が発せられた国の国内法に準じなければならない
 - ・ 捜査中の行為に関する明瞭で信頼の置ける事実、特殊性及び重大性に基づく正当性を有する
 - ・ リアルタイム通信の盗聴による取得に制限を課す
 - ・ 表現の自由を侵害するために使用されない

行政協定は連邦議会による証明書の審査を経て発効し、司法長官及び国務長官による見直しが5年ごとに行われる。

参考文献

- ・ Stephen P. Mulligan, “Cross-Border Data Sharing Under the Cloud Act,” *CRS Report*, R45173, April 23, 2018. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45173>>